

裏当て材の定義に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

裏当て材の定義に関する事項

改正理由

溶接材料については、電極数、フラックス、充填材及び裏当て材等の組み合わせを含めて1セットで認定している。なお、裏当て材にあつては、本会に認定された溶接材料の組み合わせと異なる組み合わせで溶接施工を行うことが出来る旨を鋼船規則 M 編 2.4.1-2.に規定している。

このうち、サブマージアーク片面自動溶接においては、裏フラックスを裏当て材と解釈される場合があることから、今般、サブマージアーク片面自動溶接に用いる裏フラックスは裏当て材に含まれない旨を明記した。

改正内容

溶接材料の認定において、サブマージアーク片面自動溶接に用いる裏フラックスは裏当て材に含まれない旨を明記した。